

試験評価者各位

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令に伴う  
「介護技能実習評価試験」の試験実施について

「介護技能実習評価試験」試験実施機関  
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

平素より当会の業務運営に際しましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しましては、これまでも、政府の対策方針を踏まえつつ対応を継続しているところですが、首都圏を中心として感染拡大に歯止めがかからない状況が続いています。

こうした中、政府においては、令和3年1月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」第32条に基づく「緊急事態宣言」が、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として発令されます。

これに伴い、同法第45条に基づき、1都3県の特定都道府県知事より、感染を防止するための協力要請（接触機会の低減を目的とした外出自粛の要請等）が講じられることとなります。

こうした事態を受け、試験実施機関としては、昨年の「緊急事態宣言」発令時の試験運営状況の検証結果と、その後の制度運営の状況等を勘案しますとともに、主務官庁(厚生労働省)からの指示等を確認し、この度の「緊急事態宣言」の期間中の試験実施につきましては、以下のとおりとすることとしましたのでご連絡します。

【参考】「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的なかつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（感染を防止するための協力要請）

第45条第1項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに該当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

## I. 「緊急事態宣言」の発令に伴う基本的な対応方針について

### 1. 「介護技能実習評価試験」の取扱いについて

#### (1) 「緊急事態宣言」の対象地域の取扱い

「特措法」第45条に基づき1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の特定都道府県知事が定める期間及び区域内における外出自粛の要請等の措置が講じられることを受け、当該期間及び区域内において実施が予定されている「介護技能実習評価試験」については、前回、発令された「緊急事態宣言」の際の対応と同様に試験実施機関の判断として全て延期することとします。

具体的な手続きにつきましては、以下の「2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について」に沿って試験実施機関への報告をお願いします。

#### (2) 「緊急事態宣言」の対象となっていない地域の取扱い

上記の発令対象区域外となる道府県につきましては、従前の方針のとおり、技能実習生の不利益とならないよう、また試験評価者の感染防止のため、政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、引き続き、試験を実施することとします。

但し、当該地域内であっても、今後の感染拡大等により「実習実施者」、「試験評価者」のいずれかにおいて試験実施が困難となった場合には、試験日時の延期で対応することとしています。なお、試験を延期する場合は、事前に試験評価者の所属事業所の調整窓口担当者から試験実施機関へ報告して下さい。

#### (3) 試験実施機関との連絡体制の確保

- ① 試験実施機関としましては、引き続き「介護技能実習評価試験」の適正かつ円滑な実施に向けて努力して参りますが、事務局の所在する東京都千代田区も緊急事態措置を実施すべき区域とされておりますことから、職員体制の確保等において支障が出るのが想定されます。また、「緊急事態宣言」に伴う問い合わせ等が急増することが予想されますことから、個々の事案に対する連絡が迅速に行えない場合も想定されます。

このため、「介護技能実習評価試験」に関する一般的なご質問・ご相談等につきましては、当会のホームページに掲載しております「よくある質問」(<http://www.espa.or.jp/internship/>)をご確認の上、メールでのお問い合わせ([kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))としていただけますようご協力をお願い申し上げます。

- ② なお、発令対象区域外となる道府県につきましては「介護技能実習評価試験」を実施しておりますことから、試験実施に係るお問い合わせ等、緊急性の高い案件への対応として、引き続き電話でのご相談を受付しております。速やかに対応できるよう、緊急性の乏しい案件についてはお控えいただけますよう、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【試験実施に係る緊急的な対応に関するお問合せ先：（03-3862-8063）】

## 2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について

### (1) 【発令対象区域内(1都3県…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)】における対応

- ① 緊急事態宣言の発令されている期間及び区域内において、既に試験日が確定している介護技能実習評価試験につきましては、実施を延期することとします。
- ② 上記に該当する試験につきましては、「緊急事態宣言」の解除がなされた後、受検生の不利益とならないよう、速やかに試験日時を再調整する必要があります。昨年の「緊急事態宣言」発令時の試験運営では、試験評価者側と試験実施機関との間において試験日時の再調整に関する情報共有が円滑に進まない場面が見られたことから、今回は延期対応の連絡方法を整理し、試験評価者側と試験実施機関との該当試験の現状を共有することを目的として試験評価者の所属事業所の調整窓口担当者の方は、試験実施機関に対しまして、以下の事項について必ずメールにて報告して下さい。  
(送付先：[kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))  
【報告事項】
  - a. 試験実施予定日（実施日）
  - b. 実習実施者の法人名・事業所名
  - c. 受検者の人数
  - d. 受検級(初級／専門級)
- ③ 実習実施者より試験キットが届いている相談を受けた場合は、開封せずにそのまま試験実施機関まで返送するように依頼して下さい。

(返送先：〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目14番2号 イトーピア岩本町ANNEXビル5階  
一般社団法人シルバーサービス振興会「介護技能実習評価試験」事務局 宛て)

\*注1：令和2年12月1日より事務所を移転しておりますのでご注意ください。

\*注2：返送に係る経費につきましては、送り主の負担となりますのでご注意ください。

- ④ 試験日時の再調整につきましては、「緊急事態宣言」の解除がなされた後で、監理団体側の調整担当者と試験評価者側の調整窓口担当者との間で、試験日時を再調整して下さい。この再調整結果につきましては、試験評価者側の調整窓口担当者から試験実施機関に対して、あらためて「試験日時等調整結果報告書」にて報告して下さい。  
(送付先：[kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))

なお、この「試験日時等調整結果報告書」での報告がなされますと、試験実施機関から、「試験実施依頼書」を発行することとしております。万が一、再調整された試験日の7日前までに、この「試験実施依頼書」が届いていない場合には、大変お手数ですが、試験実施機関の方へお電話(03-3862-8063)下さい。

## Ⅱ. さらなる感染拡大により試験実施機関としての機能が維持できなくなった場合の対応方針

「緊急事態宣言」の再発令以降にあっても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながるような事態も想定しなければなりません。試験実施機関としましては、できる限り「介護技能実習評価試験」の実施に尽力してまいります。下記の状況が発生する等さらに状況が悪化した場合には、試験実施機関としての業務遂行ができず、全国的に試験を中止せざるを得ない状況に陥ることも考えられますことから事前に一例をお示しします。

このような事態となった際には、主務官庁（厚生労働省）はじめ外国人技能実習機構と協議の上、あらためてご連絡申し上げます。

### 【試験実施機関としての業務を中止せざるを得ない場合（例）】

- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、事務所の閉鎖等を命じられた場合
- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症者の濃厚接触者が発生し、自宅待機が命じられる等により人員体制が維持しがたい事態となった場合
- 公共交通機関等の業務停止等に伴い、試験実施機関の人員体制が維持しがたい事態となった場合
- 郵便事業等の業務停止等に伴い、申請書類の受理、試験キットの送付及び返却が困難となった場合
- その他、試験実施機関の業務を継続しがたい事態が生じた場合

以上